

令和4年度 たつの市入札制度概要

【建設工事】

| 項目 | 内容 | | 説明 | |
|---|---|-------|--|--|
| 制限付一般競争入札 | <p>予定価格 130万円超 1億5千万円未満</p> | | <p>市内業者(市内に本店を有するもの)を対象に参加を募る。資格格付を基本に総合評定値・完成工事高等で入札参加要件を設定し、入札参加機会と応札可能業者数の均一化を図る。 工事内容によって応札可能な市内業者数が少ない場合は、市内業者以外の参加を認めることがある。 自治会等施工工事については、参加業者を町等の地域限定で募集する。 準市内業者については、地域貢献度等を考慮した入札参加要件により、入札参加を認めることがある。</p> | |
| | <p>予定価格 1億5千万円以上</p> | | <p>資格格付で入札参加可能な市内業者に加え、市外業者についても地域条件、総合評定値、技術者、工事実績等の入札参加要件により参加者を募集する。</p> | |
| 指名競争入札 | 建設工事は原則、一般競争入札とする。 | | <p>特殊工事(災害復旧工事等)については、指名競争入札とすることがある。 指名競争入札の場合の指名業者数 1千万円未満…8者、1千万円以上3千万円未満…10者、3千万円以上…12者以上</p> | |
| 入札方式 | 入札は原則、電子方式入札とする。 | | <p>市内業者限定入札は、電子方式により執行し、市外業者が参加する大型・特殊工事等については、入札案件が少ないため郵便方式入札を採用</p> | |
| 予定価格 | 事後公表 | | | |
| 失格基準 (委託業務を含む。) | <p>最低制限価格制度 予定価格 130万円超 1億5千万円未満</p> | 土木工事等 | <p>土木・とび 土工・造園 等</p> | <p>基準額＝直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55</p> |
| | | 建築工事等 | 建築一式 | <p>基準額＝直接工事費×0.9×0.97+共通仮設費×0.9+(現場管理費+直接工事費×0.1)×0.9+一般管理費×0.55</p> |
| | | | 解体・鋼構造物等 | <p>基準額＝直接工事費×0.9×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55</p> |
| | | 設備工事等 | <p>機械器具 設置・電気 通信等</p> | <p>基準額＝直接工事費×0.9×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55</p> |
| | <p>低入札価格調査制度 (調査基準最低価格) 予定価格 1億5千万円以上</p> <p>※調査基準価格は最低制限価格と同様に算定(ランダム係数による減額はしない。)</p> | 建築工事等 | 建築一式 | <p>基準額＝直接工事費×0.9×0.9+共通仮設費×0.7+(現場管理費+直接工事費×0.1)×0.9+一般管理費×0.55</p> |
| | | | 解体・鋼構造物等 | <p>基準額＝直接工事費×0.9×0.9+共通仮設費×0.7+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55</p> |
| | | 設備工事等 | <p>機械器具 設置・電気 通信等</p> | <p>基準額＝直接工事費×0.9×0.9+共通仮設費×0.7+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55</p> |
| <p>※最低制限価格、調査基準価格等は事後公表 ※ランダム係数により、基準額から当該基準額の0%～0.09%の範囲内で減額した価格(千円未満は数切捨て) ※基準額が設計金額(予定価格)の10分9.2を超える場合は、設計金額(予定価格)の10分9.2が基準額となり、基準額にランダム係数を乗じて得た額(千円未満端数切捨て)が最低制限価格となります。 ※調査基準価格は、最低制限価格と同様に算定(減額はしない。) ※スクラップ控除を含む工事等は、直接工事費(建築一式工事の現場管理費に加算するものを除く)から控除額を差し引いたうえで算定する。 ※算定基準にない経費は、適宜類似する経費に算入する。(例 直接工事費:機器費、直接制作費/共通仮設費:間接労務費/現場管理費:据付間接費、設計技術費、技術者間接費、工場管理費)</p> | | | | |
| 低入札価格での受注者に対する制約 | 契約保証金及び配置技術者 | | 契約保証金は1割、専任技術者は1名 | |
| 経審数値の取扱い | 市に届け出の4月1日時点で有効な数値を1年間固定 | | 総合評定値、完成工事高は固定、技術職員の変更は可 | |
| 設計額の公表 | 事後公表 (主要経費の内訳含む。) | | | |
| 前金払対象工事 | 設計金額(税込)が5百万円以上の工事 | | <p>請負金額の10分の4以内 ※除草等業務は対象外</p> | |

| | | |
|------------------|--|--|
| 中間前金払対象工事 | 前払金を支出した工事が対象 | 請負金額の10分の2以内 ①工期の2分の1を経過している。 ②工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われている。 ③既済工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当する。 ※部分払との併用は原則禁止 |
| 部分払対象工事 | 契約工期が180日以上で1回、270日以上で2回 | 1回目:40%以上の出来高があるとき 2回目:80%以上の出来高があるとき ※中間前金払との併用は原則禁止 |
| 契約保証金の支払い | 競争入札に付した全ての工事に適用 | 単価契約は対象外 |
| 一般競争入札における最低入札者 | 1人以上の入札者をもって入札は成立 | 指名競争入札については、案件ごとに入札成立の入札者数を定める。 |
| 配置予定技術者 | 電子方式入札は契約時に限り変更可 | 入札参加の際届け出た配置予定技術者は、契約時に一回限り変更を認め、契約後は、原則変更を認めない。 |
| | 郵便方式入札は変更不可 | 入札参加の際届け出た配置予定技術者は、原則変更を認めない。 |
| 技術者専任の取扱い | 除草業務委託・点々補修工事等は兼務可 | 随意契約に加え、工期は長期であるが、実際の施工は短期の工事等については、兼務できることとする。 |
| 入札回数 | 原則2回まで | |
| 入札参加業者名 | 事後公表 | |
| 入札参加資格者登録 | 新規登録者は1年間入札参加不可 | 入札参加には原則、登録が継続して1年以上必要 |
| 市内本店・支店所在地 | 移動後の取扱い | 移動後1年間は、旧所在地での参加資格を有する。但し、市外へ移動した者は、その時点で市内本店登録の資格を失う。 |
| 募集情報(一般競争入札)の公表日 | 原則毎月第2、第4火曜日 (休日の場合は直後の開庁日) | たつの市ホームページにて公表 |
| 設計図書 | 実費販売またはホームページに掲載 | たつの市ホームページ等に掲載の場合は、ダウンロードによる無償配布 |
| 格付等級 | 土木工事 | A 1030点以上 B 830~1029点 C 685~829点 D 595~684点 E ~594点 |
| | 舗装工事 | A 860点以上 B 600~859点 C 599点以下 |
| 格付等級対応工事金額 | 土木工事(市内本店特別) | A 5千万円以上 B 1千万円~2.5億円 C 3百万円~7千万円 D 2百万円~3千万円 E 1千万円未満 |
| | 舗装工事(市内本店特別) | A 1千万円以上 B 3百万円~5千万円 C 2千万円未満 |
| 地域貢献等評価数値 | 市内業者については、総合評定値に地域貢献等に係る数値を加減した数値で資格格付 | ①市内営業年数 1点/年(最高20点) ②技術職員数 1点/人(土木・舗装ごとに最高20点) ③災害応援協定締結 12点 ただし、災害に際し、正当な理由なく市の要請に応じない者は、次年度以降、加算をしない場合がある。 ④ISO取得 各16点(9001/14001) ⑤資格制限・指名停止 各-16点 ⑥工事成績加算 最高20点 ※災害応援協定締結以外は、年度途中の加減算は行わない。 |
| 適正な労働条件の確保対策 | 誓約書の提出 | ・130万円を超える契約を締結する場合は、誓約書を市に提出する。 ・下請契約等の場合も同様に130万円を超える場合は、誓約書を提出する。(市へは写しを提出) |

【測量及び建設コンサル等】(上記と異なる事項のみ記載)

| 項目 | 内容 | 説明 |
|--------|----------------------------|---|
| 一般競争入札 | 原則、一般競争入札によることとし、事後審査型とする。 | 受託する業務に必要な許可・登録・届出、業務実績及び技術者資格等により入札参加要件を設定し公募する。 |
| 失格基準 | 最低制限価格制度 予定価格(50万円超) | 設計金額の7/10を基準額とし、建設工事と同様にランダム係数を乗じて算定する。 |